



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年8月23日金曜日 第32号

◇ 目 次 ◇

地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 351

農用地利用配分計画の認可申請.....（農政課農地・担い手対策室）... 351

農用地利用配分計画の認可.....（ " ）... 352

愛媛県証紙売りさばき人の指定変更許可.....（会計課）... 352

道路の区域変更（県道興居島循環線）.....（中予地方局管理課）... 352

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 352

道路の区域変更（県道美川川内線）.....（ " ）... 353

開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）... 353

道路の区域変更（一般国道197号）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 353

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 353

道路の区域変更（県道高瀬松溪線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 354

正 誤

令和元年7月19日付け第22号愛媛県選挙管理委員会告示第30号（直接請求の要件となるべき総選挙権を有する者の数）中.....（私学文書課）... 354

令和元年7月23日付け第23号外1愛媛県選挙管理委員会告示第31号（衆議院選挙選挙区選出議員選挙における当選人）中.....（ " ）... 354

告 示

○愛媛県告示第458号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和元年度の事業計画を、令和元年8月1日次のとおり定めた。

令和元年8月23日

愛媛県知事 中村時広

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 | 摘要 |
|-----------|--|-------------|---------|
| 松山市 | 玉谷地区 | 令和2年3月31日まで | 地籍調査 |
| | 藤野地区 | " | " |
| | 城山地区 | " | " |
| | 和気地区 | " | " |
| | 南吉田地区の一部 | " | " |
| | 上総地区 | " | " |
| | 水口地区 | " | " |
| | 神次郎地区 | " | " |
| 今治市 | 東垣生地区 | " | "（概況調査） |
| | 広紹寺町、石橋町、土橋町、北鳥生町、立花町、郷本町、郷六ヶ内町、郷新屋敷町の一部 | 令和2年3月31日まで | 地籍調査 |
| | 立花町、河南町、郷本町、広紹寺町の一部 | " | " |
| | 立花町、河南町の一部 | " | " |
| 宇和島市 | 立花町、河南町、郷本町、郷六ヶ内町、郷新屋敷町、八町西の一部 | " | "（概況調査） |
| | 下畑地の第9 | 令和2年3月31日まで | 地籍調査 |
| | 高串の第3 | " | " |
| | 高串の第4 | " | " |
| | 下畑地の第10 | " | " |
| | 高串の第5 | " | " |
| 高串の第6 | " | " | |

| | | | |
|---------|----------------|-------------|---------|
| 八幡浜市 | 増穂の一部 | " | " |
| | 日土町5・8番耕地の一部 | 令和2年3月31日まで | 地籍調査 |
| | 古町・広瀬・大谷口の一部 | " | " |
| | 本町・千代田町 | " | "（概況調査） |
| | 日土町5番耕地の一部 | " | 地籍調査 |
| 新居浜市 | 白浜地区の一部 | " | " |
| | 船木坂ノ下、長野の一部 | 令和2年3月31日まで | 地籍調査 |
| | 観音原の一部 | " | " |
| | 光明寺の一部 | " | " |
| 西条市 | 保土野の一部 | " | " |
| | 庄内町の一部、久保田町の一部 | " | "（概況調査） |
| | 中野の一部、黒瀬の一部 | 令和2年3月31日まで | 地籍調査 |
| 大洲市 | 荒川の一部、黒瀬の一部 | " | " |
| | 沖浦第6計画区 | 令和2年3月31日まで | 地籍調査 |
| | 宇津第4計画区 | " | " |
| | 宇津第5計画区 | " | " |
| 宇津第6計画区 | " | " | |

○愛媛県告示第459号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和元年8月23日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|-----------------|---------|-------------------------|--------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 所在及び地番 | 面積 (㎡) |
| 森 喜 朗 | 愛媛県今治市 | 愛媛県今治市上浦町井口206番1ほか2筆 | 3,989 |
| 沓 脱 隆 博 | 愛媛県今治市 | 愛媛県今治市大三島町肥海1019番ほか6筆 | 7,808 |
| 吉 嶺 春 樹 | 愛媛県今治市 | 愛媛県今治市上浦町瀬戸6935番1ほか8筆 | 7,920 |
| 株式会社 玉津柑橘倶楽部 | 愛媛県宇和島市 | 愛媛県西予市明浜町依津2番耕地389番ほか1筆 | 1,356 |

2 申請年月日
令和元年 8 月 7 日

○愛媛県告示第460号

令和元年 7 月 16 日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁

○愛媛県告示第461号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和元年 8 月 23 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定 番号 | 売 り さ ば き 人 | | 変 更 事 項 | | 変更許可 年月日 |
|----------------|-----------------|--------|---|---|---------------|
| | 住 所 | 氏名又は名称 | 新 | 旧 | |
| 宇和 第 4 号 | 西予市明浜町高山甲3420番地 | 西予市 | 売りさばき人住所 西予市明浜町高山甲3420番地 売りさばき所 西予市明浜町高山甲3420番地 西予市明浜支所 | 売りさばき人住所 西予市明浜町高山甲3657番地 売りさばき所 西予市明浜町高山甲3657番地 西予市明浜支所 | 令和元年 8月13日 |

○愛媛県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 23 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|---------------------------------|----------|-------------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 興居島循環線 | 松山市泊町1240番2地先から 同町1239番3地先まで | 旧 | メートル 5.2 ~ 5.7 | キロメートル 0.054 | |
| | | | 新 | 5.2 ~ 5.7 5.4 ~ 13.0 | 0.054 0.064 | |

○愛媛県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 23 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|---------------------------------|---------------|
| 県 道 | 興居島循環線 | 松山市泊町1240番2地先から 同町1239番3地先まで | 令和元年 8 月 23 日 |

業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年 8 月 23 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|------------------|--------|----------------------|--------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 所在及び地番 | 面積 (㎡) |
| 農事組合法人 久枝生産組合 | 愛媛県西条市 | 愛媛県西条市丹原町池田1902番ほか1筆 | 2,504 |

2 認可年月日

令和元年 8 月 13 日

○愛媛県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 23 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 美川川内線 | 東温市井内字横井手甲997番4から 同字甲995番6まで | 旧 | メートル 4.5～11.7 | キロメートル 0.103 | |
| | | | 新 | 5.0～14.3 | 0.103 | |

○愛媛県告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 8 月 23 日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|------------------------------|-------------------------------|---|
| 元中局建（開）第24号 令和元年 8 月 14 日 | 伊予郡松前町大字神崎字壱丁地697番1 | 松山市久米窪田町1132番地1 ガーデンハイツB102号 西岡 睦 雄 西岡 千 鶴 |

○愛媛県告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 8 月 23 日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|------------------------------|-------------------------------|--|
| 元中局建（開）第25号 令和元年 8 月 14 日 | 伊予郡松前町大字中川原字木下618番13 | 伊予郡松前町大字浜831番地1 サンシャインK B棟102 西村 武 流 西村 奈 々 |

○愛媛県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 23 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|---------|-------|----------------------------------|------|-------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 197号 | 大洲市菅田町菅田338番1地先から 同甲318番1地先まで | 旧 | メートル 12.7～18.2 | キロメートル 0.106 | |
| | | | 新 | 14.5～37.1 | 0.106 | |

○愛媛県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 23 日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|------|----------------------------------|-----------|
| 一般国道 | 197号 | 大洲市菅田町菅田338番1地先から 同甲318番1地先まで | 令和元年8月23日 |

○愛媛県告示第469号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--------------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 高瀬松溪線 | 西予市野村町富野川2389番9から 同町富野川2388番4地先まで | 旧 | メートル 3.0～3.8 | キロメートル 0.096 | |
| | | 西予市野村町富野川2389番14 | 新 | 11.9～16.0 | 0.096 | |

正 誤

○正 誤

令和元年7月19日付け第22号愛媛県選挙管理委員会告示第30号
（直接請求の要件となるべき総選挙権を有する者の数）中

| ページ | 箇 所 | 誤 | 正 |
|-----|------|----------------------|----------------------|
| 269 | 告示番号 | 愛媛県選挙管理委員 会告示第30号 | 愛媛県選挙管理委員 会告示第24号 |

○正 誤

令和元年7月23日付け第23号外1愛媛県選挙管理委員会告示第31
号（衆議院選挙区選出議員選挙における当選者）中

| ページ | 箇 所 | 誤 | 正 |
|-----|------|----------------------|----------------------|
| 1 | 告示番号 | 愛媛県選挙管理委員 会告示第31号 | 愛媛県選挙管理委員 会告示第25号 |